

第1回千葉県観光振興財源検討会議 議事概要

1 開催日時、場所

- (1)日時 令和6年3月28日(木曜日) 午前10時から午後0時20分まで
- (2)場所 千葉県自治会館9階 第1・2会議室

2 次第

- (1)開会
- (2)あいさつ(熊谷知事)
- (3)座長選出
- (4)議事
 - ・議事の公開について
 - ・検討会議の設置趣旨及び方向性
 - ・千葉県観光の現状・課題等
 - ・千葉県観光の持続的発展に向けて必要な施策
 - ・国内における宿泊税の導入・検討状況等
 - ・法定外目的税の新設について
 - ・その他
- (5)閉会

3 会議の概要等

■次第1 開会

○事務局

おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から第1回千葉県観光振興財源検討会議を開催いたします。

初めに、この度委員に就任された皆様方をご紹介させていただきたいと思います。

まず、城西国際大学観光学部教授学部長 内山達也委員でございます。

千葉商科大学政策情報学部教授 小林航委員でございます。

株式会社JTB総合研究所主席研究員 山下真輝委員でございます。

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長 武川豊委員でございます。

一般社団法人千葉県商工会議所連合会専務理事 吉野毅委員でございます。

千葉県商工会連合会事務局長 林正昭委員でございます。

事務局続きまして、開会にあたり、千葉県知事 熊谷 俊人から一言ご挨拶を申し上げます。

■次第2 あいさつ

○熊谷知事

おはようございます。委員の皆様方には、本検討会議の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

今、千葉県の宿泊、観光でありますけれども、感染症の影響から脱し、今、元に戻りつつあるところでありま
す。また、これから先、見通しとしては、圏央道の全線開通、さらには 2029 年に予定をされている成田空港の第
3 滑走路の新設含めた機能強化によって、将来的には 30 万回から 50 万回になるという非常に大きな、我々千
葉県にとって変革のタイミングをこれから迎えていくこととなります。

一方で、宿泊、観光の皆様方は、人手不足で大変今課題を抱えておりますし、日本の人口、若者人口を考え
ると年々深刻になっていくだろうと我々としても重く受け止めております。当然ながら、観光、宿泊業は、1 つの産
業としても重要でありますし、また、それぞれの地方にとって雇用を生み出すという意味でも、地域活性化のため
には不可欠な産業だと思っております。そしてまた、宿泊、観光業が盛んになることで、付加価値の高い農林水
産物の振興にもつながっていくという観点から、農業水産県である我々千葉県にとっては、そうした副次的効果
も我々としては大事だと思っております。今、県としても農林水産物の輸出拡大にも取り組んでおりますが、これ
だけ多くの方々が国内外から訪れる環境を、観光業も活かしながらどのように県産品を PR していくかという意
味においても重要だと思っております。

そのために昨年 10 月に研究会を設置いたしまして、この課題解決に向けた方向性、必要となる安定財源に、
宿泊税について議論を行ってまいりました。今年の 2 月にいただいた意見書では、広域的な課題解決のため、
県が宿泊税導入に向けた検討を早期に開始することが適当との御意見をいただきました。改めて、この研究会
に御尽力をいただきました城西国際大学の内山教授、また、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合の武川事務
局長には、改めてお礼を申し上げます。

県としても、人材の確保、育成、定着、そして持続可能な観光地づくり、そしてインバウンドの推進など、喫緊
の課題の解決のために、デジタル技術なども効果的に活用したハード、ソフト両面にわたる対応の方向性の検
討、そして具体的な安定財源の確保に向けて、スピーディーに対応していきたいと考えています。

この検討会議では、観光と税の専門家、そして観光・宿泊・旅行業界、地域経済団体の代表者の方々、そうし
た方々に御参画をしていただいております。大所高所から、委員の皆様方には忌憚のない御意見を頂戴いたし
まして、本県の観光振興のさらなる発展のために御協力いただければと思っております。どうぞよろしくお願
いいたします。

○事務局

ありがとうございました。熊谷知事におかれましては公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○熊谷知事

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、事務局職員を御紹介いたします。

千葉県商工労働部地域産業推進・観光担当部長の石井でございます。

観光企画課長の安部でございます。

総務部税務課副課長の菊池でございます。

最後に、本日の進行を務めさせていただきます、観光企画課の谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思っております。全部で 13 点ございま
す。次第、配布資料一覧、それからこの検討会議の要綱、傍聴要領、委員名簿、座席表、以上 6 点。それから

右肩に番号が振ってある資料が7点ございまして、資料1といたしまして、この検討会議設置に係る報道発表資料、資料2が研究会の意見の概要、3が意見そのもの、4が千葉県内の宿泊状況等、5が千葉県観光の持続的発展に向けて必要な施策の例、6が国内における宿泊税の導入・検討状況、7が法定外目的税の導入について、の計13点でございます。

不足資料等ございましたら、お申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

■次第3 座長の選出

引き続きまして座長の選任をお願いしたいと思います。

会議の要綱第4条の規定により、委員の互選により座長を選出することとしていますが、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

委員6分の1の意見にはなりますが、城西国際大学の内山先生にお願いできればと思います。

前回の観光振興に向けた研究会にも御参加いただいて、その流れも把握されていますし、また観光全般の見識をお持ちの専門家ということで、ぜひお受けいただければありがたいと思っております。

○事務局

ただいま委員の方から内山達也委員の御推薦いただきましたけれども、いかがでしょうか。

○一同

異議なし

○事務局

では、ありがとうございます。座長に内山達也委員が選任をされました。内山座長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、要綱第4条の規定により、今後は内山座長に会議の進行をお願いしたいと思います。なお、報道機関の皆様方におかれましては、内山座長の挨拶の終了後までの撮影ということでお願いしたいと思います。内山先生、御挨拶をお願いいたします。

○内山座長

皆様、改めまして、おはようございます。この検討会の座長に御推挙いただきまして、大変光栄に思っております。この検討会は、先ほど熊谷知事よりも御挨拶いただきましたように、千葉県の新しい観光振興施策の具体的な方向性と、また必要な財源のあり方について検討してまいります。

委員の皆様方は、宿泊業界、旅行業界、地域の経済団体、そして税の学識経験者から構成されております。検討会では、委員の皆様のそれぞれのお立場から、御自身の経験や知見を踏まえた意見をいただいて、千葉県にふさわしい、新しい観光振興施策と、またそれを実現するために必要な財源のあり方について、検討していきたいと考えております。

会議に関しましては、円滑な運営と、また活発な意見によって会議の方を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様から御協力いただき、会議の方を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

■次第4 議事

○内山座長

それでは、これより議事に移りたいと思います。まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料に基づき説明。

○内山座長

ありがとうございました。ただいま、資料に基づいて前回の研究会の概要や、千葉県観光の現状と課題、また他県の事例、他自治体の事例等も含め御説明いただきました。

この後、皆様から意見交換をさせていただきたいと思っております。事務局の説明内容の全般について、また自由なお立場から御意見をまずいただき、その後また自由議論とさせていただきたいと思っております。

意見をおっしゃっていただくには、まず私の方から最初御指名させていただいて、皆様に御意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

私は、今日ここに参加させていただいた背景でもありますが、2018年に福岡市の宿泊税導入の委員ということで、当時、県庁と市役所との間で様々なやり取りもありましたが、それも委員として関わってみてきました。

宿泊税導入から3年が経過しましたが、導入にあたっては、福岡市観光振興条例という議会条例ができて、観光振興にあたっては宿泊税をもって推進することとなっていました。議会からの提案を受けて、福岡市が制度設計に入りましたが、宿泊税導入にむけては議会から始まったという、非常に珍しいパターンだと思います。

結果的に、昨年は、福岡市で確か約18億円の宿泊税があつて、かなり大きな財源だったと思いますが、導入から3年間の観光施策が適切であったかという検討委員会の委員長を務めさせていただき、宿泊税が適切に使われているか、今後必要とされる観光施策は何かという議論も関わらせていただきました。

この福岡市の観光MICE施策に長く関わってきて、改めてこの宿泊税というものが非常に重要であり、そしてまたコロナ前に導入していて良かったと感じております。福岡市や福岡県の関係者も多分そのようなお考えだと思います。さきほど千葉県としてこういうことが必要じゃないかという施策の説明がありましたが、割とソフト的なものが多いと思いますが、今後、外国人旅行者の誘致をさらに進めていき、それから日本の観光客も非常にニーズが変わって、多様な旅のスタイルにどのように対応するかということを考える必要がありますので、そうなりますと、ソフト的な施策、例えば着地型商品の造成やイベントの実施ということだけでは根本的に解決しないことがあります。つまり、かなりハード整備をやはりやらないといけないと思います。やはり多くの観光地が高度成長時代からバブルにかけて、様々な観光地のインフラ整備が行われてきましたが、かなりそれが老朽化していて、やっぱり新しい時代にあつてない。ただ、それが非常にノスタルジックで、昭和の観光の雰囲気がいいという場合もまれにはありますけども、根本的にいろんなものを変えないといけないですし、やはり相当お金がかかると思います。

本来、観光振興というのは、県がやる前に基礎自治体単位でもしっかりやっていたとすることが非常に大事だと思いますが、なかなか地域は人材も不足されていると思いますし、もはや観光振興は一つの自治体だけで完結するものではありませんので、広域的にエリアを作っていく必要があると思います。

ディスティネーションという言葉がありますけども、ディスティネーションという言葉は国連でも定義があります。基礎自治体単位ではなく、その1つの文化圏とか、その観光客の周遊する1つ、観光地域の1つのユニットの考え方で、その単位でしっかり観光のデータ分析とか、受け入れ体制整備を行っていて、大体その中心には宿泊施設が集積している拠点が中心となってディスティネーションを形成していきます。そうすると、基礎自治体単位で観光振興しても問題が解決しないから、やはり県としてもかなり関与してそれをコーディネートする必要はあると思います。

今後本当に観光振興をやろうと思ったら、根本的に観光地のスペック的なものを変えていかないといけないので、その整備には相当お金がかかると思います。これから特に外国人旅行者をこれから受け入れていく時には、観光庁も示している様々なICTインフラ整備や、それからキャッシュレス対応などもかなりやらないといけません。これも整備には結構お金がかかる問題になってきます。訪日外国人旅行者の増加による出国税の財源が潤沢にあるので、観光予算は国としても増えています。残念ながら国の予算というのは単年度か、長くても3か年ぐらいいは使えるのですが、長期的に継続的に使えるというものではないので、そこはやっぱり自治体が長期的にフォローできる財源を持つ必要があるのです。

地域経済の観点から観光振興はかなりの経済効果があるというふうに言われています。それはある意味正しいのですが、経済効果があることと、自治体の歳入が増えるということとはリンクしていません。特に都道府県や市町村であれば、当然、財源が増えて自主財源が増えたとしても、国からの地方交付税が減らされるという現状の中で、観光振興をやりたくても、それぞれの自治体ごとに本当に課題が多い中、他にも財源を必要とする施策がいろいろある中で観光振興に対して予算を増やすことは難しいという現状があります。このような状況から地方公共団体として歳入を大きく増やすというのは、通常の見方でも難しいです。私もこの数年間の経験や研究からしても、観光予算を増やす方法としては法定外目的税しか方法がないというのが、私の中では結論でありまして、それがどんなパターンがあるのかというのは、ここで皆さんと議論したらいいいと思います。

私もいろいろと観光に関する財源について研究してきましたが、広くあまねくいろいろな方からいただくというのは、宿泊税以外に、なかなか思い当たりませんでした。宿泊税導入に関しては、本当に宿泊施設さんが特別納税義務者としてかなりお手間をかけることになるので、徹底して宿泊施設へのフォローもやっていくということが極めて重要であると思います。

もはやこうなると、宿泊施設は、一民間企業、一観光事業者ではなく、県全体の税金を集めるとも重要な入口になるということになり、いかにこの宿泊施設さんが多く存在できるか、ということが非常に重要になってきます。宿泊税導入にあたっては、宿泊事業者の皆様を活性化させるための施策が必要であると考えています。

外国人旅行者の誘致に関しては、千葉県はロケーションからしてもかなりのチャンスがあると思います。ただ、色々お聞きしている限り、ある特定のところに集中しているとか、県内移動の交通の問題もあるなどの課題も聞いております。これらの状況については、これはやむを得ないかなと思いますが、ただ一方で、最近メディアにも出ていますけども、ここ数年で急激に世界から注目をされている地方の観光地があります。そういうところは決し

て特別に交通の便がいいということではなく、やはりそこに行くべき理由というか、やはり日本に来たならば本当の日本を感じたいと思って、外国人旅行者はどんな手段を使ってでもたどり着いてきます。だから、やっぱりそこに行くべき、本当に特別な体験を、しっかり日本らしい体験を準備する必要があります。そのためには様々な施策でフォローアップもしていただくようなことをやったらいいと思います。

そこには大きなハード整備ということではなく、やっぱり昔からのその地域らしい景観を守るとか、昔の伝統文化を守るところについてもお金がかかるので、ぜひそのフォローもしていただきたいと思います。

最後に、多くの宿泊事業者の方より、宿泊税を導入したら観光客が減るのではないか、また観光予算が減られるのではないか、という心配の声を聞くことがありますが、これははっきり言うと、宿泊税へのまだ理解が薄いところに限ってこの議論があると思います。結論から言うと、宿泊税が導入されたからといって観光客が減ったという事例はありません。もっと言うと、宿泊税を払うこと以上に、地域の魅力が向上するための受入環境が整備されることで新たな観光客の誘致につながったり、また MICE、国際会議などの誘致により、平日対策、閑散期対策が行われたりする施策にしっかりお金を使っていくことによって、年間通じて全体的に宿泊者数の分母が増えてきます。それから、外国人旅行者が増えたら観光消費額の一人当たりの単価が上がってきます。これは、今まで日本人観光客だけを相手にしていると、当然閑散期には料金を下げて宿泊を売るケースが多い一方で、外国人旅行者については、ラックレートと業界で言いますが、適正価格でそのまま売れていきます。

これが、宿泊事業者にとっては生産性が上がっていったって、その分を今度は従業員の人件費に回せ、いい人材が取れるという好循環につながります。宿泊税が導入され、様々な施策が実行されることで宿泊者数が増えるということになります。宿泊税の導入に関する観光客向けのアンケート調査が全国で行われていますが、ほとんどのお客様は宿泊税に理解を示しています。ただ、それは前提条件として何に使われているかが明確であること、をおっしゃっています。

それから、観光予算が減らされるのではないかとよく言いますが、地域は様々な課題を抱えている中で、他の施策に財源を必要としている中では、むしろ観光予算がこれからどんどん減っていく可能性があります。

今後観光予算を減らさないために宿泊税を導入して新たな財源を確保するというのを、本当に丁寧に様々な関係者に説明していく必要があります。もうこれだけ全国での導入事例があり、私も色々研究しておりますので、大体の疑問に対してもお答えできると思います。ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。

○内山座長

はい、ありがとうございます。様々な知見からの御意見いただきました。広域での連携や、宿泊税に関しましても、前回の検討会でも少し疑問に思っていた点を今ご説明もいただきましたので、また今後ぜひ御意見いただきたいと思っております。

○委員

はい。私からは、宿泊業界の現状をお話させていただきたいと思います。研究会の方でもお話させていただきましたけども、この千葉県に限らず、この業界、全国的に深刻な人材不足が今課題になっています。メディアにもよく出ていますが、需要に完全に供給が追いついてない、今現在もまさにそういう状況が続いていて、せっかくの機会を喪失するということになっております。

お客さんの戻り具合というのはほぼ回復していると思っておりますが、ただ、受け切れないというところで、営業形態を絞り込んで持続しているという施設がかなりあるというところで、やっぱり喫緊の課題は人材、人手不足解

消になってくると思います。今お話もありましたけども、この業界はやはりどうしても収益性が非常に低くて、なかなか人材不足の解消のための、賃金を上げていくとか、あるいは住環境を整えとか福利厚生などの支援というのは、施設のオーナー、経営サイドからすると、どうしてもお客さんに対するてこ入れというところが優先されてしまい、後回しになるたちごっこになるのかなと思います。そういうところでの何か支援策が今後は必要になるのかなというふうに感じております。

宿泊税の導入については、ここ1ヶ月ぐらい私も会員施設の皆さんにお会いする機会がありましたので、延べ人数で言えば大体80から90ぐらいの宿泊施設の皆さんと直接お会いして意見交換をさせていただきました。その中で一様に出てくるのは、宿泊税に対するあり方で、用途を明確化してほしいというのが絶対条件で、皆さん同じ意見でした。

賛否というところでお話をすると、この用途が明確化されていると、簡単に言えば、今議論されている観光財源、宿泊業界に向けたものというところが完全に担保されるということであればここ最近では、昨日も南房総の方の有力施設の社長とも3時間ほどお話ししましたが、その中で反対といった意見は今私がお会いした中では1件もないです。

皆様が宿泊税の導入については前向きに考えられていて、私自身も意外でしたが、皆さんの方で一様に出てくるのは、我々宿泊業界、宿泊施設が、その施設があるからこそ税収が上がってくるという位置付けなので、今後も未来永劫この業界が続くような施策にしてほしいという意見でした。知事からもお話ありましたけども、宿泊業界というのは、地域に根差しているというのももちろんですけども、24時間色々な手法でお客様におもてなしをしていくにあたり、その中では、皆様の日頃の生活に必要なものが全て商材になります。歯磨き粉1つにしても、せっけん1つにしてもそうです。そういったものを全て地元の企業さんから仕入れて営業しています。食材もしかりです。そういうところでは、宿泊業界、宿泊事業者の倒産というのは、地域に対する波及効果って非常に大きいわけですね。もちろん雇用もしかりです。そういうところも踏まえてしっかり支えていただければありがたいと考えております。今のところ、御意見としてはそういったものを申し上げさせていただければと思います。

○内山座長

ありがとうございました。今、用途の明確化っていうのが非常に大事だということ、実際の事業者の方からも御意見をいただいたということでした。ありがとうございました。それでは、続きましてお願いいたします。

○委員

まず、商工会議所連合会って何かっていうことを、私の背景も踏まえて話させていただきますと、県内に21あります商工会議所の連絡調整を担っているというのが我々の組織です。簡単に言うと、商工会議所関係の要望活動であるとか研修とかといった共通事項の取りまとめ役といったところだと思います。

では、商工会議所って何かって言うと、これはもう皆さん御認識の通りだと思いますが、商工会議所法に基づいて設置された特別認可法人、自由会員制、公的な団体だということです。商工業の改善とか発展を目的として中小、小規模事業者の経営支援にあたるほか、地域の総合経済団体として、まちづくり、地域振興などにも関わっています。

千葉地域というとあまり観光地というイメージではないのではないかと思います。観光地の方の会議所では相当な数の会員様に、旅館、ホテル事業者が多いということなので、私も南房総、館山の会議所の方にヒアリングしてきたことも踏まえてお話しさせていただきたいと思います。

会員事業者の中には、当然地域経済を支える多様な企業がありますけれども、観光地においては観光宿泊事業者の会員も多くいらっしゃいます。観光関係事業の動向というと、今、委員からお話あったようにやはり同じで、新型コロナの5類移行後は特に宿泊者が回復傾向にあって戻ってきているという話が多くありました。ただ、原材料等のコスト高によって、例えば売り上げが増加しても収益が上がらない。これは元々収益が上がらない形にはなっているのですがマイナスになるところもあるという声も聞かれるところです。そうしたことへの支援を求めるほかにも、例えば広域的な観光誘客もやってほしいという意見とか、あるいはキャンペーンも含めて何かお客さんが来るような支援策を打ってほしいという声をホテルの方からも聞いております。これらを踏まえて、現時点での所見を若干コメントさせていただきます。

もちろん、言うまでもないことですが、観光産業、特に宿泊業を中心とした観光業の裾野っていうのは大変広いと言われております。まさに多様な産業と関係していて、それも今お話があった通りですが、観光誘客策っていうのは大変重要な施策だと思っております。特に宿泊客は日帰りとは違って地域の滞在時間が長くなりますから、地域での消費が当然多くなっていきますので、まさに宿泊客の増加策は特に重要だと思います。そのためには、何が必要かっていうことですが、今先生方からお話あったように、旅行ニーズっていうのが多様化していて、観光とか宿泊業を取り巻く環境はどんどんどんどん変化しているし、またライフスタイルの変化によって、県においても、観光だけじゃなくていろんな地方創生の取り組みをやってらっしゃると思うのですが、その中でも多様なライフスタイルに対応した施策をどんどん打っていきこうっていうのが基本スタンスとしてありますので、そういった意味では、施策も変わっていかなくちゃいけないのではないかと、変えていく努力をいろんな分野でやっていかなくちゃいけないのかなとも思っております。

こうした変化に的確に対応していくためには、例えばインバウンドへの対応であるとか魅力的な観光商品作りとか、ある程度のまとまりを持った地域での観光のコーディネーター役や、調整役も含めた多様なプレイヤーに観光事業に参画していただくことが必要じゃないかなと思います。当然、こうしたことに対応していくためには、相当な費用が必要になってくるということです。そうした意味で簡単な事ですが、県内、県全体で、施策を実施するためには、財源確保、これは非常に重要で、施策を打つことも重要ですけど、そのための財源確保というのはより重要になってくるのかなと思います。そこで、その財源確保策で、前の研究会の意見として、宿泊税の導入っていうのは有力な手段として出ています。これは私もそうだなと思います。最後に、宿泊税への期待とか、導入にあたっての考え方について、若干思っていることをコメントさせていただきますと、ほとんどの論点はですね、研究会意見の中に出ていていると思います。あとは、どう実施していくか、制度設計はどうしていくかということですけど、私も色々南房総のほうで聞いてみると、やはりお話があったように、ちょっと意外だったなと思いましたが、反対の意見は聞こえてこないです。これは今、委員のお話でなるほどと思って理解できたところですが、ただ、新規に課税をするのであるから、その目的であるとか用途、これを明確にしておくことが必要だという意見がありました。私は明確という言葉だけで済ませないで、見える化という形での措置が必要なのかなというふうに思います。その際、用途はなるべく今までであった事業ではなくて、これからこういうことをやっていくから、これに当てたいというような、これを中心に当てていくというような形のものがないと、県のお金が足りないからここで使うのではないと言われてしまう可能性もあるので、やっぱり新しい事業をどんどん展開していかなくちゃいけない。そのためには、もちろん既存事業もそうですが、こういった宿泊税が必要だというような形にすると、おそらく、納得を得られやすいというようなことを、私も思いますし、聞いたところでもそのようにおっしゃっていました。

次に、徴税コストの問題ですね。県の方の徴税コストの問題はもちろんありますが、もちろんホテルとか旅館、ここで徴収義務者みたいな形になってお客様から徴収するということになりますから、当然手間もかかりますし、まとめたものを別に分けておいて、そしてまとめて納税するっていう形に多分なろうかと思っております。そうすると、相

当な手間がかかると思います。ここをどうするかというのがやっぱり大きな課題なのかなと思っています。

制度設計にあたっては何らかのインセンティブも必要だなと思います。例えば、手間をかけてやるだけの価値があるような、見返りではないですけど、施策を打っていくことも検討する必要があるのではないかなと思っています。

また、これとも関係して、他県の例について事務局の方から説明がありましたが、福岡では市と県で両方とも宿泊税の徴収を実施しているという話もありました。千葉県内でも当然そういうことが出てくるかと思いますが、そういった状況になった時の調整原理って言いますか、調整の方針、これをどう考えていくかというのは、徴税コストの問題にもかかってくると思います。例えば、旅館の方がダブルで申告するとなると相当な手間がかかりますから、やっぱり統一した方がいいのではないかとか、いろんな議論が出てくると思いますので、そういった場合の調整の原理を考えておく必要があるのかなと思っています。いずれにせよですね、観光施策、これを充実させ、誘客につながるようなもの、観光事業者の環境整備に直結するような事業をやるということで宿泊税には期待がかかっていると思いますし、私も同感であり、期待しているところであります。以上でございます。

○内山座長

ありがとうございました。今御意見いただきましたように、宿泊税に関する期待、事業者の方々も含めて期待されている。ただ、それをどう使っていくか、また、その使い道も具体的に見える化していくということが非常に大事だと、お聞かせいただきました。

また、今後出てくる可能性はあると思いますが、市と県の宿泊税をどう調整していくかということも、またこの辺りも後ほどお聞きしたいなというふうにも思っております。

○委員

まず商工会の簡単な概要説明だけさせていただきたいと思います。商工会はですね、商工会法と小規模事業者支援法、この2つの法律で運営されております。

全国に1643商工会がございます。各都道府県に県連合会が設置されております。またですね、県内には40商工会の中、2万会員、職員は250名、正職員200名は原則として一元化されて商工会連合会の職員となっております。概要はこのようなので、内容的には、会議所も商工会も業務内容は似ていると思います。

まず、現状のですね、商工会エリアの全体的な特徴、地域の観光、宿泊業等の現状について簡単に説明させていただきたいと思います。まず、商工会地区でございます。こちらの方、長生、夷隅、南房総エリアが宿泊事業の集積している場所でございます。商工会地区、小規模事業者がほとんどですので、家族、パートで経営をしている宿泊業も多く、売り上げ単価もあまり高くないという状況となっております。また、2011年の東日本大震災、また2019年、令和元年の房総半島の台風、2020年のコロナ禍の行動制限等によって宿泊業の経営は、現状非常に厳しいと。また、昨年、大多喜におきまして災害が発生して、町内の多くの宿泊事業者が被災している現状でございます。また、そのような中で、施設老朽化が非常に目立っておりますので、対応ができる業者が限られているところがございます。また、4つの課題の中にございました後継者不足、人口減少により従業員の確保が非常に困難な現状でございます。先ほど出ておりましたけれども、人手不足の解消に向けては外国人の労働者に対するという声が出ているのも現実でございます。また、課題の中にございましたインバウンドの関係でございます。鴨川、南房総、館山について、インバウンドの需要が現状あまりないというのが現実で、先ほども

御説明ありましたけれども、こちらの空港からのアクセスが悪いのではないかという発言もございました。当商工会地区、ゴルフ関係者ですね、宿泊も多いところがございます。また、団体旅行はほとんど減ってしまって、個人旅行が対象となっているという現状となっております。また、アクアライン、館山自動車道などの整備によって、日帰りで行ける旅行先というのが千葉県というイメージがついております。例えば、昨年のゴールデンウィークの時期ですか、都市部の近隣施設という認識で鴨川シーワールドを捉えられているので、過去最大に近い入場者数を記録しておりますけれども、日帰りであるという形となっております。また、コロナ禍以降の現状について、コロナ禍の影響は薄れつつありますけれども、観光客のスタイルが大幅に変更しています。先ほどお話ありましたけれども、団体旅行より個人客となり、日帰りとなっているという状況となっております。また、そのような中でも、事業再構築補助金等の補助金を利用して、商工会の会員でも、空き家を改装した一棟貸しの簡易宿舎、グランピング施設、オートキャンプが急増しているのが現状でございます。また簡易的に、低価格の宿泊事業者、おもてなし料理等に重点を置いた高価格帯の宿泊事業と、安い宿泊事業が両極端に分かれているのが現状と把握しております。あとは、先程ありましたけれども、修学旅行や合宿に対する宿泊税についてどうするのかということも考えていかなければいけないのかと思います。また、コロナ禍において宿泊施設自体もダメージを受けていますが、出入りしている業者、清掃、クリーニング、仕入れ業者などの業者は規模が小さいので、中には廃業されている方も多くですし、影響も非常に大きいのかなと思います。

今、うちの方で会員から受けている相談について簡単に説明を少しさせていただきたいと思います。現在、老朽化に加え、自然災害等で、建物の、修繕、リニューアルの資金の調達ができない、また、後継者、従業員の確保ができない。あとは、昨今の原材料の高騰、水道、光熱費の高騰、利益率が圧迫されると。先ほどもありましたが、売り上げが上がっていますけれども、利益はあまり上がっていないという現状があるのかなと思います。そのような中で、宿泊税の導入に対して期待するということがありますが、商工会といたしましてはですね、観光産業の持続的な発展、発展するための施策として財源を確保するという点に関して、異論なくですね、非常に期待しているところではございます。ただ、一方で、先ほど話が出ていますが、その財源をどのような用途で利用していくのかというのが非常に明確になる必要があるのかなと思います。先ほど資料の3の22ページにございましたけれども、納税義務者についての、定額制ということがありました。若干先ほどお話もございましたけれども、小規模事業者にとってですね、その手続きが、増えるということと、宿泊の料金、例えば1泊3000円もしくは3000円の事業者、それを一律全部100円、200円でやっていいのか、っていう部分について、小規模事業者にとってはその規模によって配慮が必要なのかなという感じも受けられます。あとですね、特に商工会のエリアでございますけれども、先ほど説明しました合宿が例えば白子であったり、宿泊が盛んなエリアもございますので、これは特殊なかもしれませんけれども、工事で、例えば他県から作業員の方が来られた場合、民宿であったり旅館に1ヶ月宿泊する場合、こちらの方も、例えば宿泊税を取るのか、それとも免税措置をとるのか、ということも考えていく必要があるのかなと思います。

あとはですね、商工会の地区だとゴルフ場が非常に多いところがありますので、ゴルフ場の利用税、また、ゴルフ場を利用して宿泊する方も多いので、税金の加算が、そこで目立つのかなとも若干、個人的には感じます。

あと、宿泊税の導入に期待すると、今言った中で、用途について、この財源が、南房総エリア、特に勝浦、鴨川方面ですけども、現在の特急の廃止等、非常に話題になっております。インフラに関する施策だけでなく、ソフト面も含めて、旅行者へ、例えば、旅行者への特急代金の負担や、例えばそういう例もあるのかなと思います。これはちょっとかけ離れているかもしれませんが、他の地区に、先駆けて実証実験ができるような、例えば、先々できるのかもしれませんが、無人タクシーや、成田、羽田から直接アクセスできる、ちょっとまだ先の話で見えづらいですが、ドローンなどを使った空飛ぶ車、そういったものを活用、実証実験として1つ千葉県でやるという、価値はもしかしたらあるのかなと。

それを先に、千葉県の方で進めて旅行者を増やしていく。旅行業者だけじゃないと思いますが、産業を含めて、ということになるとは思います。

あとですね、その他の1番問題になっているのは、宿泊のスタッフの雇用に関する部分だと思うのですが、これに関しては、先ほども話しましたが、どうしても海外の方のお力が必要になってくる面と、あと金銭面、募集面で、どのようにうまく定着できるのかについて検討していく必要があるかと思います。また、このような状況の中で、県の方で、持続的な観光のためにですね、財源について検討していただいているのは、当連合会といたしましても非常にありがたい内容となっていると思います。

ぜひ、事業者にとってより良い経営環境になるよう、政策、財源の確保など検討していただければと思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございました。様々な視点から事業者の方々の御意見をいただきました。特に小規模事業者ですと、人材確保とか後継者不足とか、また建物の老朽化といったハード面でも課題もあるということでした。インバウンド需要がなかなかないという、私も昔キャンパスが鴨川だったものですから、鴨川での観光をよく見てきたところですが、なかなかインバウンド、成田空港から3時間以上かかるとかという課題もあったようですが、ぜひそういうことも含めて、今御意見いただいたような財源を活用しながら、県全体での観光振興というものを考えていきたいというふうに思っております。

○委員

私は、財政学、公共経済学を専門にやってきまして、その中でも税制あるいは地方財政、わりと色々な分野に手をだしているのですが、税制、地方財政を特に重点に置いて研究してきたということになりますので、そういう意味で、今回、地方財政の専門家ということを期待されて呼ばれたかと思いますので、私なりにやや専門的な部分もあるかもしれませんが、意見を述べさせていただきますと思います。

あと、理論的な研究も行っており、政策関連のところでは、東京都税制調査会の委員を10年弱ぐらいやってきていますので、その中では東京都の税制全般あるいは国の税制も含めたものを全般的に扱いますので、宿泊税は時々論点として出てくる程度で、宿泊税について私自身がそんなに専門的に研究してきたわけではないというところもありますので、今回勉強させていただきながら、皆さんと意見交換させていただきたいというふうに思っております。

いくつかポイントがあって、一応整理してきましたが、大きく5つぐらい、今後議論していくべき、制度設計していくにあたって今後議論していくべきポイントとして、5つぐらいあげさせていただこうかなと思っています。

1つは、先ほどの御意見の中にもあったように、この使途、使い道、宿泊税等の財源を確保するとして、それをどこに使うか、それをきちんと明確化する、あるいは見える化するというのが理論的にも非常に重要です。宿泊税はもうポピュラーな税目になりかけています。東京都が先駆けて入れたわけですけども、経済学者の間では、必ずしもろ手を挙げていい税だと言われているわけでは必ずしもないということで、何が問題かというところ、1つの租税輸出の典型例だということな扱い方をされていて、そういう観点から東京都の税制調査会でも、宿泊税をこのまま続けるべきなのか、という議論、意見も実は出ている。租税輸出は何かって言うと、輸出というのは、通常、物が他の地域にいく、そして、収入を得るという。それとだいぶイメージが違うのですが、税負担を、例えば千葉県の税を千葉県民以外の人に負担させる、その負担を輸出、外の人に輸出するという意味で、租税輸出という。千葉県で宿泊税を入れるとすれば、千葉県から見ての租税輸出というのは、千葉県民のためになる施策というのをやっているのに、その財源を外の人に押し付ける、ということになると、それが受益と負

担の乖離である、という観点からの話になります。そのポイントは結局のところ、この施策の受益者が誰かというところで、その受益者がちゃんと先ほど出てきたような宿泊客とか観光客のために使われているのであれば、その租税輸出の議論っていうのは必ずしもあたらぬということになってきますので、そういう意味でも、使い方が重要ということになってきます。

それと逆にむしろ宿泊税を正当化する議論としては、観光客がやっぱりいろんなインフラ等を使うでしょう、その財源というのは、通常であれば県民が負担しているわけで、観光客はそこにただ乗りしていることになる、負担をせずにインフラを使っていることになるということになるので、その観光客の人にもちゃんと一定の負担をしてもらいましょう、というところで、これも受益者負担という観点です。結局のところ、このフリーライダー問題って単純に言い表すとすると、そのフリーライダー問題の解決としての観光客への課税、それから租税輸出という批判、結局のところ、どちらも観光客のためになる施策というところにお金が使われているかどうか、そこがポイントになってきますので、そういう意味でこの使途というのが非常に重要ということになります。

その使途を明確化する、見える化するという時に、検討すべきだろうと思うのは、区分経理です。特別会計を設けて、きちんと宿泊税等の財源にいくら入ってきて、それがどこに使われたのか、っていうことをはっきりと分かるようにしておくということが重要になってくるかなと思います。ただ一方で、東京都もそうですが、目的税はあくまで使い道があって、その目的のための税なわけですから、当然区分経理があってしかるべきだろうと思うのですが、実際に宿泊税を入れているところで特別会計を作っているところは、東京都も含めてあまりなさそうです。

内部ではこういう区分経理をやっているはずですけど、それが外から見える形になっていないというところが一つ問題になるかなと思います。総務省も、別に特別会計を設けなくても認めているということになっていますので、そこまで要求されているわけではないだろうと思うのですが、ただ、見える化っていう意味ではやはり重要になってくるかなと思いますので、ぜひ事務局で、もし可能であれば、なぜ他のところで特別会計入れてないのか調査していただけるといいのかなと思います。

この時に、宿泊税を入れている自治体があまり特別会計を設けていない一方で、しかし、その観光施策のための特別会計っていうのを導入している自治体が宿泊税を入れていないところで実はありました。そういうところで、今度逆に次の論点になってきますが、宿泊税以外の財源を観光施策に充てているという事例になりますので、そのところも少しフォローしていただいて、次回以降資料として出していただけると、有益かと思えます。

区分経理すればそれですむのかというところで、もう1歩踏み込んだ時に、最近EBPMに非常に国も力入れていますけども、効果測定のような形で、エビデンス・ベースド・ポリシーメイキングっていうことで、この政策をやればこういう効果がちゃんとあるというそのエビデンスがあるかどうかですごく重要になってきます。

ただ、やってもいないところからエビデンスが出てくるわけではないので、他の自治体、あるいは過去の事例とかでエビデンスがあればもちろんいいですが、そうでなければ、やってみて、それがちゃんとした対策となっているかどうかっていうことを、きちんとフォローしていく必要がある。

できればそれぞれの事業についてきちんとやっていただきたいのですが、ただなかなか手間のかかる話なので、どこまでできるかっていうところはあるかと思いますが、少し意識していただくといいのかなと思います。そういう意味で、使途の明確化、見える化の手段としての区分経理、特別会計、それから効果測定をやるべきかどうか、どこまでやるかっていうことを、論点の1つとしてあげさせていただきたいと思います。

次に2つ目ですけども、今の話とも関連するのですが、他の財源の検討っていうのが、さっきの資料の中でも、法定外目的税を導入するにあたって、総務大臣の同意が必要になり、同意の意味も、また別の分野における同意と意味が違ったりする、っていう世界ですけど、その中の要件として、他の財源が得られないのかどうか、っていうところは検討していかなくちゃいけないということになります。その観点から、一方で、宿泊税は、受益者負担の観点からこの税は重要だと言われる一方で、観光施策のための財源として、あるいは、フリーライダーを回避するための財源として、完璧ではない。

それは何でかという、アクアラインで日帰りの話がありました、宿泊税だと宿泊客からしか徴収できませんので、日帰りの人たちはインフラを使うけれども宿泊税は払わずに便益だけ得ている、ということになりますので、そうするとまた別の財源が本来必要ではないか。しかし、そうだとすると入ってきた人全員に課税するようなものということで、1つの閉じた島とかであれば、必ず人が船で入っていますから、そこで捉えることができるので、島の意味の入島税ですかね。あるいは、さっき入域税ですかね、というようなものっていうのが検討の対象になってくるのですが、なかなか現実的かどうか検討した上で判断ということになると思います。ただ一方で、宿泊税を導入していないけれども観光施策の特別会計を設けている自治体を見ると、宿泊税なしで一定の財源っていうのを確保していて、その中に観光収入と、あと関係者からの負担金が大きく占めています。それが何を意味するのか、観光収入ってなんだ、というのはよくわからないところがあるので、ちゃんと調べればわかるので、2つ見ただけなので、そこも少し検討する必要があるのかなと思います。そういう意味で、特別会計で区分経理すれば、こういう施策に充てるべき財源として、宿泊税もふさわしいけれども、ものによってはその関係者からの負担金みたいなものを出してもらおうとか、あるいは、千葉県でやる場合にはこういうことはないかな、他の自治体と跨っている場合に、色々な財源が入ってくる可能性がありますので、そのところを検討していただくと思います。そうすると、特別会計をもし作るとした時に、設計の仕方として二通りあって、観光施策の支出は全部その特別会計の中に入れて、そのための財源っていうのを宿泊税も含めて全部そこに入れる、というやり方でいくか、あるいは入りの分は宿泊税だけにして、宿泊税の使い先だけをピックアップするような形にするかという、大きく二通り出てくることになるのかなと思います。

他の財源を検討するのと合わせて、特別会計を採用するとしたら、その設定、っていうのも考えていく必要があるのかなと思います。そこが2つ目の論点になるのかなと思います。また、他の財源の検討ということですね。

それから、3つ目として、受益者負担の観点を追及すると問題になりうるのは、宿泊客、例えば成田や浦安は宿泊客が多い場所で徴収された宿泊税がどの地域、どのエリアで使われるのかというようなことが分かるようにしておいた方が、理解は得られやすいだろうなと思います。

それから、県のあるいは県民の判断ということになるのかなと思いますが、ある地域でたくさん税が入ってきて、それを別のところに主に使うということになると、それは今度地域間再分配というような話になり、それは今度別途公平性の問題あるいは県全体としての振興の問題になっていきます。これを見えるようにするには、区分経理する時に、市町村別に見た時に、千葉県の54の市町村で、どこからどれだけ入ってきて、それがどこに使われるかを、市町村単位で分けるというのはなかなか難しいかもしれないですが、一定の切り分けや割り切りが必要になる可能性があります、どこから入ってきて、どこに使われているかというのも見えるようにしておいて、それを踏まえた上で、きちんと合意形成をしていくっていうのが必要になると思います。その時に、地方財政の用語で、スピルオーバー問題と言うのですが、ある地域で行った施策の便益は、他の地域にもしみ出す、漏れ出す、スピルオーバーする、というわけですけど、観光施策をある地域で重点的に行ったとしても、その便益は他の地

域に波及していく可能性はもちろんあるので、そういう意味で、地域別の受益と負担がぴったり一致している必要はないと思いますが、あまりに乖離しているということになるとやっぱり問題になるかと思うので、そこはきちんと見えるようにしておくというのがいいのではないかと思います。地域間の受益と負担の関係、これが3つ目です。

それから4つ目で、これがなかなか難しい論点になるかなと思いますが、先ほど委員から福岡県のお話がありましたし、千葉県の中でも独自に宿泊税を導入する可能性があり、そのための調整原理を確立しておく必要があるというお話があったと思うのですが、私もそこはすごく重要なところだなと思っています。

福岡の事例は非常に興味深いというところで、そこに後から滑り込んできた北九州市がどうなったのかも非常に興味深いところではあって、それを踏まえて、この千葉県内で県が導入すると言った時に、他の自治体はどういう動きをするかっていうようなことを少し考えておく必要があるかなと思います。ただ予想して動くとか、戦略的に動くよりも、関係者が納得する形での調整原理を確立しておくということが重要ではないかなと思いますし、その時に重要になってくるのが、さっきの宿泊税がどこから入ってきて、それがどこに使われるかということをやったりきちんと見えるようにしておくところだと思います。

実際に、経済学の、特に地方財政の用語で、垂直的租税競争。例えばある地域で、企業に来てほしいので固定資産税とか何か税率を下げると。そうすると、その地域に企業が来てくれますが、これは別の地域にあったものがこっちに来ることになるので、他の地域では税収が減ってしまうということになります。課税ベースをめぐる同じレベルの自治体間での競争を水平的租税競争と言うのに対して、同じ税源を巡って垂直的な、日本で言えば国、都道府県、市町村になりますけれども、宿泊税の場合、まさに福岡の事例は結構注目されたのですが、県と市の、縦の競争になるので、垂直的租税競争と言いますが、福岡の例に習うとすれば、福岡市で入れた分だけ県の税額を下げるというような調整で、福岡市は2段階になっているので、そこをどう考えるかという問題はありますが、ベースのところでは、その福岡市に泊まろうと、北九州市に泊まろうと、それ以外のところに泊まろうと、県内の宿泊であれば同じ宿泊税がかかるという形にしているわけです。

そういう形にするのか、そうじゃなくて、県の宿泊税っていうのは全市町村一律で課税するのか、という、これは非常に大きな論点になってくるので、どちらを取るかというのをきちんと決めないといけない。そこは県だけで決めることは難しいかもしれない、県だけで決めるっていうことももちろんできますが、果たしてそういう競争みたいな感じになった場合、市町村と調整しなかった時に総務省の同意がとれるかというような問題もありますので、そこは慎重に考える必要があるのかなというふうに思います。その意味でも、先ほどの地域ごとの受益と負担の関係というか、一種の還元率、例えば福岡県の場合、その福岡市は、ベース部分であれば150円とって、その150円を福岡市のために多分使っているのだと思うので、そうすると、その市の税の部分は還元率100パーセントということになるわけですね。上乘せして県が50円分を福岡市の宿泊客からも徴収する形になるのですが、その50円が、じゃあ全部別の地域に行くのか、それとも、50円のうち一定割合は福岡市に入っていく形になるのかを明確にするというか、結果的に使い道は毎年変わるわけですから、事後的なフォローになるのかなと思います。事後的なフォローをしたところで、きちんとその市から徴収した宿泊税がその市に何パーセント以上還元されているというようなことが後で見えるようになっていけば、ここは納得を得やすいという気がしますので、そういうことも検討の対象になるとと思います。垂直的租税競争は4つ目ですね。

それから、最後5つ目ですね、資料で言うと、定額か定率かということ、公平性の観点から民泊等も課税するのが適当ではないか、ということで公平性という言葉が出てきますが、公平性にも色々な視点があり、ざっくり言えば、応能原則、能力に見合った、負担のレベルに見合った課税になっているかという意味での公平性。それから、応益原則、これは受益者負担の言い換えでもありますが、受益に応じた負担になっているかどうかとい

う意味での公平性。もう1つは、原因者負担というのがあって、宿泊税をサポートする学術的な議論の1つとして、外部性対策と言いますか、いわゆる観光の用語で言えばオーバーツーリズム対策ですね。あまりにもお客さんがたくさん入ってきて困るので、むしろそこを制限するという、お客さんを抑制することを目的に課税するというものや、抑制まではすると困るけれども、しかし、その観光客が入ってきて、何かしら居住者の生活に不便を及ぼすというような時に、そのための対策を取るのに経費がかかるとすると、その経費を誰が負担するかという言った時に、その原因を作った宿泊客に負担してもらおう、これが原因者負担の考え方で、これも一種の公平性の原理ということになってきますが、原因者負担の公平性の話、オーバーツーリズムの話はまだ今現在そんなに心配するような論点になってないのかなと思います。観光振興策がうまくいったあかつきにはこのような論点が出てくることになるのですが、視野に入れたいといただくといいかなと思います。これを置いておくとすると、応能か応益かという、この2つが大きな対立軸が論点になってきて、最初の受益者負担というところという、応益になるのです、応益という時に1番分かりやすいのが、一律で100円ないし、200円負担してもらおうという定額制という考え方になってきます。その時に、先ほどもあったような1泊3000円とか5000円という宿泊をしている人と、1泊5万円、10万円という宿泊、先ほど低価格帯、高価格帯の二極化が起きているという話がありましたが、この人たちが観光客として訪れて同じような便益を得ているかどうかということになった時に、必ずしもそうじゃないかもしれないということになるとすると、応益の延長としての応能負担のような、高価格帯の人にはたくさん負担してもらってもいいのではないかとということで、この複数段階の税体系というのが出てくることになります。そうすると、今度は免税点の議論も考えていく必要があって、本当に免税点がいらないのか、あるいは高価格帯の宿泊客にいくら払ってもらおうのかという、所得税のブラケットとも似ていますけども、段階をどうするかという、非常に細かい設計が必要、設計というか議論が必要になってくるのです。そうなった時に最もわかりやすいのは、定率で一律1パーセントとか2パーセントとかというような課税をしていくのがもう1つの代替手段ということになってきますので、応益で本当に一律でいいのであれば、最も分かりやすい、事務的にも効率的な、100円とか200円とかという入れ方になってくるかと思うのですが、もし段階を作るとすると、定率というのも検討の対象になってきて、その時に、業者さんの負担がどれだけ大変になるのかという、現場の方のヒアリングも必要になるかもしれませんが、そういうところを議論していくのではないかとということで、定率が定額かというのは、一応この意見の方では、公平、中立、簡素という、税の三原則を出すようにみたいな話がありますけども、これらは往々にしてバッティングします。簡素性を追求すれば公平性が担保できない場合もありますので、公平性、簡素性両方踏まえた上でどのようにしたらいいかということを検討していくという観点から、この定率と定額かについてそれなりに時間をかけて議論する必要があると思います。ということで、これが5点目。当然制度設計する上で議論の対象になると思います。

以上5点、私から述べさせていただきました。

○内山座長

ありがとうございました。委員からは税の観点から様々な御意見いただきまして、また、事務局の方にも特別会計等で調べていただきたいという要望もありましたので、そちらの方をお願いしたいと思います。それでは、皆様から御意見いただきました。

委員、先ほどの点からも何か市と県との関係で、少しお伝えいただければと思います。

○委員

さきほど宿泊税の問題としてご指摘のあったことについてですが、県と市における宿泊税のあり方については、福岡県と福岡市が導入する際にその問題を乗り越えてきました。

現在のところ千葉県におかれては概ね宿泊事業者のコンセンスが取れているという事はいいことですが、最終的にはキャンプ場や民泊も宿泊税の対象になりますので、それらの事業者の理解を得る必要もあります。福岡も同様に宿泊税が設定されています。宿泊税を2万円以下200円とした場合、宿泊費が2000円の場合も、2万円の場合も同様に200円の徴収となりますので、それでは宿泊料金が低いところは負担が大きくなるのではないかという意見も出るようになります。

だから、先ほど話がありました税の3原則を考えた場合、私が一番優先すべきこととしては宿泊施設の業務負担の問題とされていて、なるべくそこを軽減しなければいけないというのが、最終的な落とし所を考える場合にすごく大事なことだと思います。例えば京都では修学旅行生は宿泊税を対象にしないことにしていますが、宿泊事業者としてはこれが業務を煩雑にしてしまう結果になっている面もあります。導入から3年経過した後に京都市内の宿泊事業者を対象としたアンケートを実施されておりましたので、そのレポートを見ましたが、このように修学旅行生などの免税対象を設定することは、一見よく見えますが、宿泊事業者にとっては業務が煩雑になり大変なので、これはやめてほしいという意見も出ていました。宿泊税の導入にむけた最後の落としどころとして、福岡市、福岡県のパターンは1つのモデルではないかと考えています。最終的には、お互いに歩み寄り、200円の宿泊税に対しては、市税として150円、県税として50円の分配をするということで、ようやく手打ちしました。両者の職員がギリギリまで粘り強く交渉されたと思いますが、よくこの落としどころを見つけたなというふうに思います。

福岡市で制度設計の議論が始まった時に少し遅れて、北九州市も、導入までかなりのスピードで検討がなされておりました。県と福岡市、北九州市がほぼ同時に議論していたことで、県と市の負担額の按分を決めることができ、二重課税を免れたということになりました。現実的に都道府県が先に宿泊税を導入した場合は、その後市町村の基礎自治体単位でさらなる宿泊税導入の議論にはなりづらいのではないかと感じています。東京都や大阪府の状況を見る限り、それぞれの都府がすでに導入されていると、さらに市などの基礎自治体として宿泊税を導入するかという議論は出ていないようです。千葉県においても市町でも導入するのであれば、千葉県として議論が始まっているこのタイミングでほぼ同時に議論が進むのであれば、両者の手打ちの仕方が議論できますが、自治体の議論を待っていたら、今度、県の導入の手続きがかなり遅れます。基礎自治体単位の議論が前に進んでおられないようであれば、県での導入が一気に決まると、市町村として導入は難しくなるのではないかと思います。

さらにもう1つ言うと、入湯税の問題があります。福岡市は温泉付きホテルも結構あるので、福岡市でも入湯税収入が当時5000万ほどあったと思います。宿泊税との兼ね合いをどうするかということが議論され、それまで宿泊客150円、日帰り客50円だったところ、宿泊・日帰り問わず1泊あたり50円にすることにしました。これも福岡モデルとして初めて宿泊税導入による入湯税の減額という決断に至りました。

宿泊税導入のタイミングで入湯税を廃止するという議論もありましたが、無くしてしまうと二度と復活できませんので、温泉の配管の管理などで予算は必要であることから、廃止ではなく減額することにしました。

福岡市も含めて他の自治体も、特別納税義務者(宿泊施設)に対する報奨金を設定しているところが多く、基本的には納税額の2.5パーセント程度です。上限も決めてあり、200万だったかと思います。ただ、これも手間に対して少ないのではという意見も実際にあります。導入から5、6年は3.5パーセントなど、少し報奨金を上げていっているところもありますが、その後もこれを継続してほしいという意見もあります。何が正解かわからないのですが、いわゆる納税する手間賃ということになりますので、その業務ボリュームを踏まえたほうがいいと思います。

それからあとは、宿泊施設によっては、オペレーションを結構アナログ的にやっておられるところもあるので、この機会にDX化して業務の効率化につなげていただくための支援策などの、宿泊事業者に対するインセンティブも必要ではないかと思います。昨今DXと言っても、ものすごい大きな投資がかかるわけじゃないので、初期投資やランニングコストも低価格な予約管理や精算管理などのシステムもあります。手書きの台帳ではなく、そのようなシステムにより宿泊税の納入額も自動で計算できるようにするというインフラ整備もフォローしていくことも検討できると思います。宿泊費導入当初は慣れるまでは少し大変かもしれませんが、福岡市では、3年経ったので、宿泊事業者を対象にアンケートを取ってみました。まず、宿泊税が導入されたからといって宿泊客が減ったということはないと大半の事業者が回答しています。それから、宿泊税のことについて宿泊客が理解をされないというケースも、ほとんどないということもわかっています。説明すれば基本的に理解いただけます。宿泊税は宿泊料金としてかかりますけど、ダイナミックパッケージ、いわゆる航空券付き宿泊の場合は旅行代金に含まれるので、それは旅行会社からもらわないといけません。いわゆるオンライントラベルエージェントで宿泊だけを買うときは、宿泊料金のみ支払いとなり、宿泊税は徴収しませんので、宿泊代金を事前決済された場合は、チェックインの時に旅館やホテルで宿泊税のみお支払いいただきます。

○内山座長

ありがとうございました。その他、委員の皆様から何か御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

○委員

ありがとうございました。まず、DX化というところで、これは行政の方をお願いしたいのが、もし宿泊税を導入するとなると、これも事前にDX化というか、システム改修が伴ってくると思うので、この部分の補助を事前に出していただきたいというのがあります。また、手書きでの処理を実施しているところであれば、まずDX導入の費用というところだと思いますね。

皆さんのお話を伺っていて、私が会員の方からの意見というところで、代弁というところも含めてお聞きいただければと思いますが、まず、県税と市町村税という問題、福岡が出る問題もあったかと思います。今確実に表明されているのが浦安市さんも導入するというところで、我々の会員の中にも当然、浦安の会員、中には大手の旅館、ホテルさんの会員もいます。浦安市の表明に対してある程度理解はされています。確かに言われるように、うちのホテルも年間で何回か救急車も呼んでいるとか、そういったお話も出ています。

ただ、収入の市町村ごとの分配をどうするかというお話もいただいたと思うのですが、浦安の宿泊事業者の大方の皆さんも、宿泊税が宿泊業界各方に、県内全域で使われていくということに対しては非常に理解を示していて、むしろ逆に、その浦安市の中で、観光にあまり関係ない部分に支出される方をNGとしていますので、その辺はちょっと情報として入れさせていただきたいです。あと、いくつかの市町村も導入の検討をしているというお話を耳にはしています。

ただ、同時に、導入するのであれば、というお話もあったと思うのですが、今後どの市町村がどういうタイミングで手をあげてくるかというのは全く見えないのが事実だと思います。それを考えた時に、これは私も全く同じ考えですが、言葉は悪いですけど、二重課税はやむなしと思っています。むしろ市町村との切り分けを逆にした方がスムーズに導入もできるでしょうし、リターンというか、これからの業界を支援する時の使い道も、市町村ごとに、同じ比率でやっていく計算をしなければいけないのかとか、非常に制度が難しくなるといいますので、今の人材不足とか様々な課題というのを、業界として地域性もありながら、ある意味共通の項目が多く、その支援というのを鑑みれば、もう一律でいいというふうに思います。

その他であったのが、低額の施設から同じように一律に取るのかとか、あとは出張ビジネス客についても取っ

ていくのかとかも会員から要望、議論もありました。

我々の会員の中にも、まさに福岡県、福岡市、それから金沢市、導入を経験して、その後転勤して、今千葉県
の施設にいるというような役員もいます。その意見を言うと、やはり様に言っているのが、やはり簡素にしてほ
しいと。特に階段式みたいのはやめてほしい、もっと言えば、倶知安のように、定率制を導入するのはやめてほ
しいと。これは何を言っているかという、やはり事務作業が非常に煩雑になって、とてもじゃないけども人材不
足なのに対応しきれなくなる、というところでは簡易にしてほしいという意見でした。

もう1つお伝えしなきゃいけないのは、我々の業界は、同じ商品売っても、年間の中で流動的に金額が変わ
るわけです。繁忙期は当然高くなる、閑散期は安くなる、これは理不尽じゃないかという意見もありますが、よく
言われるのは、どんなにニーズがあっても100室のところは100室以上売れないわけです。要するに、年間を
通して100室の稼働をいかに保つかが課題になっていて、それで閑散期に落ち込むところを料金改定でカバー
していかなきゃいけないと。

そういうような運営をしている中で、例えばいくら以上であれば税金はいくら、あるいは、1泊2食だったらいく
らだよというその都度その都度階段式にしてしまうと、それをどちらに入るのが変動してしまったりとか、あるい
はお客さんも来てから食事を取るとか取らないとか、こういったことによって税金が取られてしまうのか、免税点
があれば取られなかったりとか、こういうような作業は非常に煩雑になってしまうというところで、多くの会員から
の要望としては、階段式とか、あるいは定率制とか、そういったことを考えずに、簡単に言えば宿泊したことに対
しての課税をしてほしい、というようなニーズがありました。

ただ、あとは一部の、特にビジネス客を扱っている施設からあったのが、その地域の、簡単に言うと産業のた
めに集まってきて、そのような方に長期の宿泊を利用していただいているのに課税するのかというような意見も
ありましたので、先ほどのお話とは相反する話になってしまうのですが、その中で1つの代替案で出てきたの
が、例えば泊数の上限を設けるとか、その分岐点を見つけなきゃいけないでしょうけども、例えば、一般観光客
であれば3泊を過ぎる人はほとんどいないので、同じ施設に3泊以上する場合であれば、3、4泊目から免税に
するとか、そのような解決はあるのではないかなという意見もありました。これはあくまでも1つの意見でご
ざいます。

教育旅行っていうお話もありましたが、特に修学旅行生を対象に免税とか、それは他の行政でも導入されて
いますので、理解するところでございます。ただ、これも一部の会員から出たのは、やはり非常に業務が煩雑に
なって、その後の仕分けが手間になるので、もう教育旅行だろうが何だろうが、一律に取ってくれという意見もあ
りました。というのは最終的にほとんどの学校はディズニーランド行くなど、観光もしていますから、そこは宿泊税
を取っていただいてもいいのではないのか、というような意見もありました。

やはり使途の明確化というところで、先ほど私、大体80ぐらいの施設のオーナーさんとお会いして、かなり時
間を費やしながらい意見を聞きました。明確に反対するという人は、1人もいらっしやなかったのですが、ただ、裏
を返すと、使途が明確化するのが崩れた瞬間に、かなりの割合、9割以上反対となると思います。そういうところ
で言えば、区分経理というお話もありましたが、これは業界としての希望としてはいい、でも、宿泊税に絞った会
計をしていただくのがいいのではないのかというふうに思います。

それから、あとは広く財源を検討するというところで、先ほどでも日帰りの方とかあったと思いますが、私もここ

数日前に、今お話がありました長野の組合の理事長と電話で1時間ぐらいお話させていただいて、長野の状況を聞きました。その方が直接長野県知事に要望書を出しています。お話にあった通り、宿泊税ではなく、観光税に、観光振興税と言っていましたね、あるいは未来観光税っていう名称でやはり広く財源を観光全般に使っていくのであれば、そういう形が当たり前だろうと。それが千葉県でも賛成というわけではないですが、長野県の言い分としては、例えば宿泊と、冬だったら必ずスキーが伴ってくる。あるいは、インフラの問題もあったりして、どのように使うのだろうというお話もありました。そういうところからの公平性の観点から言えば、取りやすい宿泊事業者だけから取って広く観光に使われるのであれば納得しないよと。あくまでも宿泊施設を使って税金を取るなら、全部とは言わないでも、ある程度の割合が宿泊事業者に戻らなきゃおかしいだろうということでした。

それを広く観光全般に使っていくのであれば、色々な観光施設、テーマパークもしかりですが、そういうところから取ってほしいという意味合いだよと言っていました。これを千葉県に当てはめようということではないですが、ただ、何が言いたいかというと、やはりある程度の割合は宿泊事業者に戻っていかないと、やっぱり納得しないのかなというふうに思います。

そうですね、やはり割合としては成田、浦安の財源が多くなると思うのですが、話を戻すと、その宿泊事業者も、県内の宿泊事業者活性化に資するのであれば、それはある程度その場所で収入を得たものが、広く広域で県内に使われていることに対してはNGではないという意見が多かったです。

あとは、手間賃というお話もありました。それも一部の会員からありましたが、ただ、大枠で言うと、同じですが、宿泊事業者にその税収の使途として、何かリターンがそれなりに見えてはつきりしているということであれば、手間賃までは必要ないのではないかという意見も結構ありました。

それから、OTAの問題ですが、僕らの解釈はちょっと違って、OTAで申し込まれると、そこに宿泊税が含まれた状態で決済されるのではないかという話をされていましたけども、それに対して、その決済額に入っている税金に、OTAの手数料がのっかってくるというところで、違和感を覚える方はいらっしやいましたが、ただ、それも含めて、宿泊事業者全体の支援のために使われるということであれば、方向性としてはおおむねオッケーという意見の方が多かったような気がします。

今色々なお話をいただいた中で、私が会員から受けた回答、声というところをちょっと披露させていただきました。

○内山座長

ありがとうございます。何か今の御意見で。

○委員

言い忘れていましたが、まず、県と市の負担ですが、基本的に福岡県はまず一律200円です。ただし、2万円以下の200円の場合、福岡市は、150円が市税で、50円が県税なので、これはもうシンプルに県税部分が明確にされている。福岡・北九州の両市では、市が全部税収を集めてから、県税部分を県庁に納入するわけですけども、福岡市、北九州市以外の市町村は、県税として一旦すべて納入され、200円の場合は、そのうち半分の100円が市町村事業分、さらに半分の100円が県主体事業分と明確に予算の使い道を分けています。

それから、免税対象の設定についてですが、先ほど連泊とかビジネス目的の宿泊者についての話がありまし

たけども、このような設定をしてしまうと、修学旅行の免税対象の設定と一緒に、かなり業務が煩雑になると思うので、私はこれを導入すると大変じゃないかなと思います。宿泊税はあくまでも宿泊契約に対する税金なので、宿泊契約かどうかです。例えばウィークリーマンションについては通常であれば対象とならないですが、それが明らかに宿泊事業としてやっておられるようであれば、またそこは対象とするなども個別に対応していますが、あくまでもお客様と宿泊契約を結んだかどうかが問われます。先ほどの食事もそうですが、食事代金を宿泊旅金とは別に払っていれば、宿泊費として含めて考えません。1泊2食付きであれば食事代も宿泊契約でまとめてあるので、これは当然対象となると思います。宿泊施設内での飲食は、2万円超えるか超えないかの境もあり、結構大事なので、この辺も色々今後細かい制度設計の時に話しできればと思っています。

あと、さっきのOTAの問題ですが、これは全国一律で、宿泊税は宿泊代金に含めずにOTAにて宿泊料金として決済されます。宿泊税が導入されている都市に出張行かれるとわかりますが、例えば福岡に行っても、宿泊料金をOTAで事前に決済していれば、チェックイン時に、宿泊税の200円だけ請求されますので、現金かカードなどで払う形になります。先ほどお話しした通り、ダイナミックパッケージ等のパック旅行だったら宿泊税込みで旅行代金が設定されております。宿泊税を導入すると価格面で競争力が落ちるのではないかという声も出ますが、OTAで販売する時は宿泊税も含めておらず、これは入湯税も一緒です。入湯税、宿泊税については、あくまでもチェックインの時に支払うことになっているので、見た目の競争力は落ちないのです。ここははっきりしていることなので、こういう細かいことも宿泊事業者の方々には勉強会などを行って理解をもらったほうがいいかなと思いますので、そういう場面をまた作っていただければ協力させていただきます。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。それでは、皆様から様々な御意見いただきました。専門家の皆様からの御意見、非常に参考にさせていただきたいと思います。ですが、また、今、市町村からの意見や、関係団体、事業者からの御意見をいただいたところですが、改めて、県の方から、また市町村あるいは関係業界からの意見をまとめていただくということをお願いしたいというふうに思っております。

そういう形で進めてさせていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局

今座長からお話ございましたように、本日も宿題をいただいております。委員の方からは、宿泊税を取っていないのに特別会計に組んでない事例とかです。あと、その逆で、宿泊税、負担金とか観光収入の話とかです。そういったこともヒアリングをしたいと思います。また、お話の通り、市町村との関係については、これは千葉県としては市町村の意見をよく聞いて進めていきたいと思っておりますので、それは全市町村からの意見を、またここで御報告させていただいて進めさせていただきたい。また、当然のことながら、事業者についても、組合については、委員の方からもお話はありました。また組合に入っておられない方も多くはないのかもしれませんが、どいらしやると思っていますので、そういった方についても、県としても御意見をうかがってここで御報告させていただいて進めさせていただければと思っております。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めていただければと思います。では、委員の皆様方、他に御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、次回についてですが、今事務局からもお話いただきましたように、関係者の方々からいただいた御意見を踏まえて、掘り下げた形での施策について検討していきたいというふうに思っております。財源についても詳細なお話もいただきました。皆様からも

御意見いただきましたので、関係者の意見も踏まえ、次回はより詳細な議論を進めていきたいと思っております。そのような形で進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日の会議の議事の方はこれで終了させていただきます。

○事務局

ありがとうございました。次回の開催につきましては、日程等改めて御案内させていただきます。本日はどうもありがとうございました。